

関係所属長 殿

保存期間

5年

島根県警察本部長

## 林道における車両の通行に関する措置について

林道においては森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）等に基づき設置され、島根県等の林道管理者において「林道規程の制定について」（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）等に基づき管理されているところである。

こうした林道については、広く一般交通の用に供されており、他の国道、県道等と連携して道路網を構成するものであり、交通管理に大きな影響を及ぼすものであるが、道路交通の安全と円滑を確保する観点から、林道における車両の通行方法に関しては林道管理者と十分な調整連絡が必要である中、今般、林野庁と警察庁において「林道における車両の通行に関する措置」について取りまとめられ、別添のとおり、林野庁から各森林管理局森林整備部長等宛てに事務連絡が発出されたところである。

各警察署にあっては、今後の林道における車両の通行に関する措置については、下記の事項に留意の上、誤りのないように対応されたい。

## 記

## 1 林道の位置付け

林道とは、多面的機能を有する森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設と位置付けられ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条の「一般交通の用に供するその他の場所」に該当し得る。

## 2 林道管理者が林道を一般交通の用に供することを取りやめる際の措置

一般交通の用に供している林道（道路法（昭和27年法律第180条）上の道路を除く。）に関し、林道管理者は、林道整備の目的等を勘案してその判断により「一般交通の用に供することを取りやめる」と判断することができる場所であるが、島根県公安委員会が信号機又は道路標識、道路標示を設置している林道をはじめ、一般交通に対する影響が大きい林道においては、林道管理者より島根県公安委員会に対して意見聴取がなされることとされ、一般交通に対する影響等を考慮して交通管理上必要な意見を申し入れることとなる。よって、林道管理者より各警察署に意見聴取がなされた場合は、道路法に基づく公安委員会への意見聴取の要領等に準じ、交通部交通規制課へ報告するとともに連携して対応すること。

別添 [略]